

【 国際交流会館入居対象者について 】

豊橋技術科学大学の国際交流会館は新規渡日の留学生のための宿舎です。

ただし部屋数に限りがあるため（単身室 40 室、夫婦室 6 室、家族室 10 室）、留学生が所属する留学プログラムにより優先順位が決められています。

主に、大学間交流協定による短期留学生、ダブルディグリー、ツイニングプログラムに所属する留学生が入居対象者ですが、空室がある場合に限り、それら以外の留学生で且つ新たに入学する留学生も申請することができます。

入居期間は留学生が所属するプログラムにもよりますが、原則 6 ヶ月以内です。短期留学生、ダブルディグリープログラムとツイニングプログラムの学生は、プログラム終了期間（概ね 1 年間）です。

- ◆入居申込み期間（4 月入学の場合） : 2 月までに
（10 月入学の場合） : 8 月までに

*学期途中で大学に入学され（4 月又は 10 月入学以外）国際交流会館に途中入居される場合でも、退去する月は学期の終わり月（つまり 3 月又は 9 月退去）となり、学期をまたいで入居期間（6 ヶ月）を満了することができないことがあります。ただし短期留学生、ダブルディグリー、ツイニングプログラムの学生は、この限りではありません。

【 入寮申請の手順 】

1. ご自分が入居申請可能かどうかを入居 1 ヶ月前までに（名前、国籍、課程・専攻、在学期間）の情報を添えて、学生課留学生支援係（ryugaku@office.tut.ac.jp）へメールでお問い合わせ下さい。
2. 申請可能な場合は、大学より「国際交流会館入居願」が送付されます。
その願書に必要事項を記入しメールに添付して学生課留学生支援係へ提出します。
（来日時に原本提出が必要です。）
申請不可能の場合は、大学より不許可の連絡があります。
3. 入居が決定すると、会館入居当日に入居手続きがあります。この時に「入居許可証」と部屋の鍵を受け取ります。と同時に入居費用の支払いがありますので、入居案内の料金表を参考にお釣りのないよう現金でご用意ください。